

○中標津町総合発展計画審議会条例

平成2年3月24日条例第2号

中標津町総合発展計画審議会条例

(設置)

第1条 中標津町総合発展計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき中標津町総合発展計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査及び審議を行い答申する。

(組織)

第3条 審議会は委員30名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関及び各種団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から当該職務の終了したときまでの期間とする。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 総合発展計画に関する諮問事項を専門的に審議するため審議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画策定事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。